

生衛ひろしま

公益財団法人 広島県生活衛生営業指導センター
〒730-0856
広島市中区河原町1-26 広島県環衛ビル
TEL 082-532-1200
FAX 082-532-2210
URL <http://www.seiei.or.jp/hiroshima/>

今回の紙面	新しい年を迎えて	1
	公益財団法人広島県生活衛生営業指導センター 理事長	
	年頭のごあいさつ	2
	広島県知事	
	新年のごあいさつ	3
	一般社団法人広島県生活衛生同業組合連合会 会長	
	株式会社日本政策金融公庫広島支店 支店長	
	栄えある生活衛生功労者の表彰	4
	生衛組合だより	5・6
	組合加入の呼びかけ	
	標準営業約款登録（Sマーク）について	7
	クリーニング師研修会・従事者講習会	
	金融公庫からのお知らせ	8
	受動喫煙防止対策について・せいえいくん	9
	広島県からのお知らせ（ノロウイルスによる感染など）	10

■ 新しい年を迎えて



公益財団法人広島県生活衛生営業指導センター
理事長 今井 誠則

新年明けましておめでとうございます。

皆様には、平素から生活衛生関係営業の経営の健全化、衛生水準の維持向上に向けてご尽力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

景気の動向としては、「おだやかに持ち直しの動きが続く」と言われていますが、中小企業形態の多い生衛業には、まだまだ十分には浸透していないのが現状で、経営者の高齢化、後継者不足、大手資本の参入など、生衛業を取巻く環境は、引き続き厳しい状況が続いています。

その中で、本年度も毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、生衛組合の組合活動の基盤強化や、組合のネットワークの拡充を図るため、(一社)全国生活衛生同業組合中央会において、衛生活動の推進や組合に関する周知広報の推進などの事業が重点的に実施されており、当指導センターとしても、本事業の共催として積極的な事業協力を行っているところであります。

生活衛生関係営業は、消費者の日常生活に最も身近な存在であり、私たちが生活していくうえで欠くことのできないサービスや商品を提供しており、少子・高齢化社会や消費者ニーズの多様化など、絶えず変化する社会的要請に応え、迅速、適切に対応し、経営の安定化を推進し、利用者又は消費者の利益の擁護を図り、活力ある発展、振興を促進しなければなりません。

そのような中で、指導センターとしても、生衛業の皆様との連携をより一層深めながら、生衛業界の発展・向上に努めてまいります。

年頭にあたり、各広島県生活衛生同業組合、及び(一社)広島県生活衛生同業組合連合会の、ますますのご発展と組合員の皆様のご健勝とご多幸を祈念して新年のご挨拶といたします。

■ 年頭のごあいさつ

広島県知事 湯崎英彦



あけましておめでとうございます。

平成28年の新春を迎え、公益財団法人広島県生活衛生営業指導センターの皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

昨年は、サンフレッチェ広島がJ1チャンピオンシップで優勝するという大変嬉しいニュースで幕を閉じることができました。また、広島東洋カープは観客動員数が史上初めて200万人を超える、JTサンダースはVプレミアリーグで優勝するなど、年間を通してスポーツが大いに盛り上がった年でした。

このようなスポーツ観戦のほかにも、広島市や福山市をはじめとした中枢都市には、デパート・ショッピングモールなどの商業施設や人気アーティストのライブを楽しめるホール、美術館・博物館といった文化・芸術施設など、充実した都市機能があります。その一方で、すぐ近くには豊かな自然が広がり、美味しい空気や多種多様な農林水産物等を満喫することができます。こうした、都市と自然のそれぞれの良さを、県内どこに住んでいても短時間の移動で享受できる、これが本県の一番の魅力だと改めて感じています。

県は昨年、策定から5年を経過した「ひろしま未来チャレンジビジョン」を改定し、新たに県の“目指す姿”として「仕事でチャレンジ！暮らしをエンジョイ！活気あふれる広島県～仕事も暮らしも。欲張りなライフスタイルの実現～」を掲げました。

仕事と暮らしのバランスを考えるとき、暮らしを犠牲にして働くか、あるいは、仕事をセーブして家事の時間を確保するなど、どちらかを優先して妥協しなければならないのではと思われがちです。しかし、多くの人たちにとって、仕事と暮らしはいずれも人生の重要な要素であり、どちらもあきらめず追求することができる社会の実現が求められています。

仕事の充実で暮らしが豊かになり、暮らしを楽しむことで仕事の成果や生産性が一層向上するという好循環。県民の皆さんお一人おひとりが仕事や暮らしへの希望をどちらも「かなえられる」と感じていただくこと。

フロンティア精神あふれる県民性を活かした「イノベーション」、家族一緒に暮らしやすい「ファミリー・フレンドリー」、先述の「都市と自然の近接ライフ」の3つの視点を推進力として、これらを実現していきたいと考えています。

広島県の力を最大限に引き出し、あらゆる分野で新たな活力を生み出して、本県を真に変革させる原動力となるのは、県民の皆様お一人おひとりです。

将来にわたって、「広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かった」と心から思える広島県を、県民の皆様とともに実現してまいりますので、引き続き、本県行政へのご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

■新年のごあいさつ

一般社団法人広島県生活衛生同業組合連合会
会長 佐々木 克己



新年明けましておめでとうございます。
すがすがしい新春をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。
また、広島県生活衛生同業組合連合会の運営につきましては平素から
格段のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、国内の景気は、緩やかな回復基調のもと、雇用、所得環境の改
善が続いており、個人消費は総じてみると底堅い動きとなる中で、生衛
業では諸経費の増加が価格に転嫁しにくい状況に置かれるなど、厳しい
経営環境となっております。

この様な中、安倍政権による積極的な経済対策は引き続き強力に推進
されており、今年こそ私たち生衛業界が一日も早く景気回復が実感できる年となりますよう希望しておられます。

さて、連合会にとり、これまで重要な課題でありました生衛組合活動活性化につきましては、これまででも『生活衛生同業組合活動推進月間』事業を実施してきたところですが、今後は更に後継者育成事業にも積極的に取り組んでいく所存です。

生活衛生営業指導センターとともに、関係機関のご協力をいただきながら、組合活動の活性化対策を積極的に推進し、活力に溢れ、健康的な地域づくりに貢献していく所存です。

広島県におかれましては、昨年12月、「ひろしま未来チャレンジビジョン」を改定され、國の地方創生に係る各種施策を追い風に、県の目指す『将来像』の実現に向けた「一歩先へ」踏
み出すための新たな挑戦を始めておられます。

私どもの生活衛生同業組合も行政等の指導を仰ぎながら諸課題の解決に一致団結して取り組み、業界の発展と公衆衛生の向上に向けて邁進して参る所存でございます。

皆様方の更なるご協力とご尽力をお願い申し上げまして、新年のご挨拶と致します。

株式会社日本政策金融公庫広島支店
支店長・国民生活事業統括 岸本英司



平成28年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。
生活衛生同業組合の皆様には、日頃より日本公庫の業務におきまして、
格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年を顧みますと、日本経済は緩やかな回復基調が続いておりますが、
中小・小規模事業者の方々にとって、景気回復の実感が必ずしも十分
に浸透しているとはいえないません。新たな年は、外国人観光客の増加による
ビジネスチャンスや地方創生による地域活性化など、生活衛生関係営業の皆様方にとってさらなる飛躍の年となることを願うものであります。

日本公庫におきましては、生活衛生関係営業の皆様方を支援すべく、生活衛生セーフティネット貸付の特例措置の取扱期間の延長や創業者向け融資制度の拡充など適時の対策を講じてまいりました。昨年上半期は生活衛生貸付が前年度に比べ約2割増加いたしました。創業される方など貸付を通じて多くの方々が組合に加入していただいており、これからも機会を捉えた組合加入の推進や業界の活性化に積極的に取組んで参りたいと思っております。

今後も、生活衛生関係営業の振興・発展のため生活衛生営業指導センターや生活衛生同業組合など関係機関の皆様との連携を強め、皆様にとって身近な金融機関としてサービスの一層の向上に取り組んでまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本年が皆様方にとりまして、ご発展とご繁栄の年となることを心から
祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

■ 栄えある生活衛生功労者の表彰

(敬称略)

平成27年度 生活衛生功労者の表彰

厚生労働大臣表彰 (平成27年10月27日表彰式)

沖 本 範 文	広島県公衆浴場業生活衛生同業組合 理事長
前 川 圭 次	広島県飲食業生活衛生同業組合 元副理事長
高 田 正 明	広島県すし商生活衛生同業組合 理事

広島県知事表彰 (平成27年10月15日表彰式)

島 本 弘 之	
広島県クリーニング生活衛生同業組合 常任理事	
吉 山 允	
広島県飲食業生活衛生同業組合 副理事長	
有 本 靖 朗	
広島県飲食業生活衛生同業組合 理事	
中 川 和 之	
広島県社交飲食生活衛生同業組合 常任理事	



(一社)全国生活衛生同業組合中央会理事長表彰 (平成27年10月27日表彰式)

安 藤 公 一	広島県興行生活衛生同業組合 副理事長
有 安 英 雄	広島県飲食業生活衛生同業組合 常任理事
有 田 荘 太 郎	広島県喫茶飲食生活衛生同業組合 常任理事
中 川 寛 水	広島県すし商生活衛生同業組合 副理事長

(一社)広島県生活衛生同業組合連合会会長表彰 (平成27年10月15日表彰式)

理容組合	高 橋 恒 夫	安 川 實	竹 内 雄 二
美容業組合	高 貝 原 英 伸	西 野 智 也	
ホテル旅館組合	榎 本 邦 孝	小 田 富 貴 子	
飲食業組合	筒 井 信	竹 野 正 直	曾 根 振 貴
	谷 峰 奈 保 子		
料理業組合	岡 崎 磊 造	大 串 竜 二	岡 本 益 美
社交飲食組合	佐 貫 恭 子		
喫茶飲食組合	内 田 堅 造		



■ 生衛組合だより

クリーニング組合



9月29日はクリーニングの日です!!

呉観光キャラクター「てつぞー」に感謝状とリフレッシュ券を贈呈し、クリーニングの日をPRしました。

興行組合

中国ブロック地区の映画館関係者が集まり、映画館での様々な苦情事例対応を熱心に受講しました。映画盗撮防止に関する説明会も併せて実施されました。

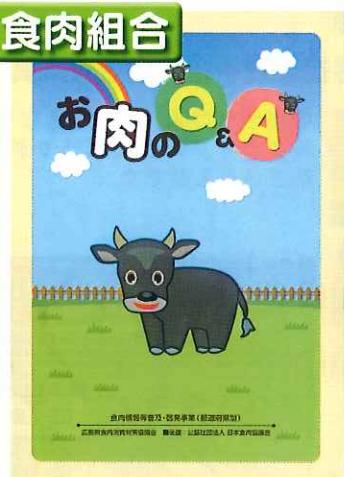


平成27年11月5日(木) リーガロイヤルホテル
講師:中井陽一氏(弁護士)

興行場における苦情等に関する講習会

西岡貴志選手が全国優勝の栄冠!!

食肉組合



お肉の流通・衛生・表示などについて消費者にPRしました。
・安全で、おいしいお肉を届けます。
・お客様に信頼されるお店を目指します。

理容組合

「第67回全国理容大会(27.10.12埼玉)」において、クラシカルカットファッショナブル部門で、全国優勝されました。

広島県応援団からもエール、発表の瞬間、祝福の拍手と歓声が会場一杯に響きわたりました。



大きなブレッシャーの中で、冷静に集中して取組みます。

■ 組合加入のメリットをPRし、組織の強化と生衛業の振興発展のために生活衛生同業組合への加入を呼びかけましょう

生活衛生同業組合は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づく組合であり、組合に加入すると、次のようなメリットがあります。

- ①金融公庫の有利な融資（低金利、融資限度額、貸付期間等）
- ②研修会・講習会への参加による技能の向上、知識の習得
- ③各種共済、保険制度への加入
- ④行政や業界の情報を迅速に入手
- ⑤カラオケ・クレジット料金などの割引
- ⑥設備改善した場合の税額控除等（～H29.3.31）



公衆浴場組合

“わが街ウォーキング in 銭湯”

自分の街を歩いて、魅力を見出し、いい汗かいて、銭湯でリフレッシュ！

【当日スケジュール】

- ①受付
- ②準備体操
- ③コース説明
- ④スタート
- ⑤ゴール後入浴

ウォーキング後の銭湯入浴は疲れを癒し、心に安らぎを与えてくれます。



府中「食で賑わう町おこし」

府中市生衛組合連合会は地域と連携!!



今年も地域の皆さんと一緒に頑張りました。健康体操「府中焼きマンボ」も好評です。



各ブースに組合看板を出し地域の皆さんにアピールしました。

(27.11.1 府中お祭り広場)

指導センター

中国四国指導センター ブロック会議を開催

中国四国各センターが集まり、センターの運営等について、意見交換・協議しました。

厚生労働省、全国センターからも出席され、28年度事業の取組みについて説明されました。



(27.11.26 国際ホテル)

飲食業組合

「事務局担当役職員講習会」を開催

“イマドキの英語接客とSNS”

- ・講師：川端まきこ氏
- ・英語メニューはシンプルでOK
- ・食材への配慮が重要です
- ・ネットワークのつながりを活用し商売繁盛へ



(27.11.9 ホテルサンルート広島)

美容業組合

第43回全日本美容技術選手権大会3位入賞！



中原明代さん（呉支部）が洋装ブライダル競技部門で全国第3位に入賞です。



広島県応援団も多数かけつけ大きな声援を送りました。

(27.10.20 北海道)

■ Sマーク(標準営業約款登録)について

- 「Sマーク」は、消費者の皆様にご利用いただくときの安全・安心の目印です。
- 厚生労働大臣の約款に従って、**安心・安全・清潔**を約束する3つの「S」を備えたお店の証です。
- 登録の対象となるお店は、理容店・美容店・クリーニング店・飲食店です。
- 理容店・美容店・クリーニング店・飲食店の皆さん!!
消費者のお店選びの目安となる「Sマーク」制度に登録し、
安心と信頼のお店になります。
- 金融公庫から有利な融資(運転資金)を受けることができます。

《スポット放送のフレーズ》

- ・Sマークって何?
- ・Sマークのあるお店は厚生労働大臣が認めた安心・安全・清潔なお店です。
- ・理容、美容、クリーニング、飲食店は選んで安心、Sマークのお店。
- ・広島県生活衛生営業指導センターからのお知らせでした。

Sマーク
登録促進
月間
(27.11)の
取組内容

- リーフレットの掲示(広島県、市町、各保健所)
- ホームページへの掲載(広島県)
- 広報誌等への掲載(市町)
(竹原市、福山市、江田島市、府中町、熊野町、安芸太田町)
- スポット放送(RCCラジオ)



	業種	手数料	標識代等	計
新規登録(3年有効)	理容業・美容業・クリーニング	6,600円	3,285円	9,885円
	飲食業	6,600円	3,485円	10,085円
再登録(5年有効)	理容業・美容業・クリーニング 飲食業	2,360円	1,285円	3,645円

■ クリーニング師研修会・従事者講習会

クリーニング師及びクリーニング業務従事者は、3年を超えない期間ごとに1回の研修等の受講が「クリーニング業法」で義務付けられています。

本年度の受講対象者は、平成24年度以前に研修等を受講された方と、これまで受講されていない方です。

開催日の10日前まで申込みができます。
必ず受講してください。(従事者講習会については、今年度の申込みは終了しています。)

①クリーニング師研修

開催日	会場	
平成27年11月8日(日)	福山市	県民文化センター福山
平成28年2月7日(日)	広島市	広島県環衛ビル9階

②業務従事者講習

講習は、通信教育です。
平成27年度の申込受付は終了しました。



平成27年11月8日 福山会場

■ 金融公庫からのお知らせ

生活衛生同業組合の組合員のみなさまへ 融資のご案内

日本政策金融公庫 国民生活事業は、設備資金や運転資金のご融資を通じ、みなさまの事業のお手伝いをしています。

振興計画認定組合の組合員の方は、当公庫の生活衛生貸付の一般貸付より有利な振興事業貸付をご利用いただけます。

取扱い融資制度の例

資金名	振興事業貸付(注1)	生活衛生改善貸付
ご利用 いただける方	振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員であって、生活衛生関係の事業を営む方	生活衛生関係の事業を営んでおり、生活衛生同業組合(組合が設立されていない場合は、生活衛生営業指導センター)の実施する経営指導を受けている方であって、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方
ご融資額	設備資金:1億5,000万円以内 ～7億2,000万円以内(注2) 運転資金:5,700万円以内	2,000万円以内
ご返済期間 (うち据置期間)	設備:18年(2年)以内 運転:5年(6ヶ月)以内[特に必要な場合 7年(1年)以内]	設備:10年(2年)以内 運転:7年(1年)以内
利率(年)	基準利率、特別利率B・C	特別利率F

(注1)ご利用にあたっては、振興計画認定組合の長が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要となります。

(注2)業種によって異なります。

※お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって、適用される金利が異なります。

※審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

くわしくは、当社ホームページwww.jfc.go.jpをご覧いただきか、支店の窓口までお問い合わせください。

事業資金相談ダイヤル

(行こうよ! 公庫)

0120-154-505

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。



日本政策金融公庫
国民生活事業

広島支店	082-244-2231
呉支店	0823-24-2600
尾道支店	0848-22-6111
福山支店	084-922-6550
岩国支店	0827-22-6265

■受動喫煙防止対策について

広島県がん対策推進条例の受動喫煙防止対策により、
飲食店等では 禁煙 喫煙可 等の表示が必要となります

ご存知ですか？平成28年4月1日開始です！

対象となる施設などは [広島県なくそう受動喫煙検索](#) でご確認ください。



区分	施設の種類(施設例)	必要な措置の内容
建物内等	第1種 ●官公庁施設●学校●医療施設●児童福祉施設 等	①禁煙 ②喫煙所による分煙
	第2種 ●運動施設●高齢者・障害者施設等●大学等 ●博物館等●金融機関●大規模小売店舗●興行場 ●集会所●交通機関乗降・待合●交通機関 等	①禁煙 ②喫煙所による分煙 ③その他の分煙
	第3種 ●飲食店●風俗営業を営む施設●物品販売店舗 ●ホテル●旅館●理容所●美容所●公衆浴場 等	禁煙、分煙(分煙の内容)、 喫煙、いずれかの状況の表示
屋外	第4種 ●学校●遊具のある公園●停留所●横断歩道●これらの施設の付近の公道(施設等から7m以内の公道)等	利用者は区域で喫煙しない (灰皿周辺を除く)

※県民総ぐるみで取り組むこととし、強制力の伴わない(罰則なし)義務としています。

屋外については、努力義務としています。

お問い合わせ [広島県健康福祉局がん対策課](#) ☎082-513-3063

時間 8:30~17:15

(土・日・祝日・年末年始を除く)

■せいえいくん

(一社)広島県生活衛生同業組合連合会オリジナルの共済制度



新登場 せいえいくん シニア型 共済掛金【月々】 3,200円	TYPE 1 せいえいくん 共済掛金【月々】 800円 <small>手軽な掛け金で健康告知不要！もしものケガをしっかりサポート。</small>	TYPE 2 せいえいくん 医療型 共済掛金【月々】 2,000円 <small>ケガや病気により、入院・手術等をされたときのサポート保障。</small>	TYPE 3 せいえいくん 経営者支援型 共済掛金【月々】 6,800円 <small>経営者の皆さまのための共済制度。 万一の際、7日以上の入院で一律30万円をお支払い！</small>
--	---	--	--

■お申し込み・お問い合わせは

- (一社)広島県生活衛生同業組合連合会
- 各生活衛生同業組合

■共済引受組合

つながる力で、安心と成長を。
広島県共済
つながる力で、安心と成長を。
 広島県中小企業共済組合
 730-0045 広島市中区竹原町4-17
 http://www.kyosal.or.jp

広島県共済組合員相談室 ☎0120-708030

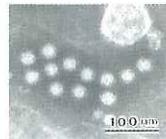
■広島県からのお知らせ

冬は特にご注意!



食中毒は夏だけではありません。
ウイルスによる食中毒が
冬に多発しています!!!

食中毒



全国の食中毒患者の約半数はノロウイルスによるもので、うち約7割は、11月～2月に発生しています。広島県では、11月19日に感染性胃腸炎警報を発令しました。ノロウイルスなどの感染性胃腸炎の流行が本格的になったと考えられるため、感染した調理従事者を介した食中毒の発生に注意しましょう。

ノロウイルスによる食中毒予防のポイント



今年は、新型ノロウイルス「GII.17型」が感染性胃腸炎の主流となる見通しで、多くの人が免疫を持たないことから、大流行する恐れがあります。新型であっても予防方法は同じです。次のポイントを守って、食中毒を防ぎましょう!!

健康管理

- 普段から感染しないように食べ物や家族の健康状態に注意する。
- 体調が悪いときは、食品を直接取扱う作業をしない。
- 嘔吐・下痢などの症状があるときに、すぐに責任者に報告する仕組みをつくる。

手洗い

- 洗うタイミングは、
◎トイレに行ったあと
◎調理施設に入る前
◎料理の盛付けの前
◎次の調理作業に入る前
- 汚れの残りやすいところを
ていねいに
◎指先、指の間、爪の間
◎親指の周り
◎手首

消毒

- 方法① 塩素消毒
洗剤などで十分に洗浄し、塩素濃度200ppmの次亜塩素酸ナトリウムで浸しながら拭く。
※エタノールや逆性石鹼はあまり効果がありません。
- 方法② 熱湯消毒
熱湯(85℃以上)で1分間以上加熱する。

ノロウイルスの感染を広げないために

食器・環境・リネン類などの消毒

- ◆ 患者が使ったものや、嘔吐物が付いたものは、他のものと分けて洗浄・消毒します。
- ◆ 食器類は、食後すぐ、厨房に戻す前に塩素消毒液に十分浸し、消毒します。
- ◆ カーテン、衣類、ドアノブなども、塩素消毒液で消毒します。
◆ 次亜塩素酸ナトリウムは金属腐食性があります。金属部(ドアノブなど)消毒後は十分に薬剤を拭き取りましょう。
- ◆ 洗濯するときは、洗剤を入れた水の中で静かにのみ洗いし、十分すすぎます。
◆ 85℃1分間以上の熱水洗濯や、塩素消毒液による消毒が有効です。
- ◆ 高温の乾燥機などを使用すると、殺菌効果は高まります。

嘔吐物などの処理

- ◆ 患者の嘔吐物などは、次のような方法ですみやかに処理し、二次感染を防止しましょう。
ノロウイルスは、乾燥すると空中に漂い、口に入って感染することがあります。
 - ◆ 使い捨てのマスクやガウン、手袋などを着用します。
 - ◆ ペーパータオルなどで静かに拭き取り、塩素消毒後、水拭きをします。
 - ◆ 拭き取った嘔吐物や手袋などは、ビニール袋に密閉して廃棄します。その際、できればビニール袋の中で1000ppmの塩素消毒液に浸します。
 - ◆ しぶきなどを吸い込まないようにします。
 - ◆ 終わったら、石けん液でていねいに手を洗います。